# 宮城県における建設工事従事者の安全及び 健康の確保に関する計画

## 目次

は 1	じめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	
2		
3		
第		
1	適正な請負代金の額,工期等の設定	
2	設計、施工等の各段階における措置	
3		
4	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	6
第	2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ず	7
4	べき施策	
1	建設工事の調負契削にあける程負の適切かつ明確な積昇等 (1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	,
	(2)建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した工期の設定	
2		8
3		
Ü	(1) 建設業者間の連携の促進	U
	(2)一人親方等の安全及び健康の確保	
	(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底	
4		10
•	(1)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による	
	自主的な取組の促進	
	(2)建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した設計,建設工事の安全な	
	実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配意した工法や資機材等の開	
	発・普及の促進	
5		11
_	(1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	
	(2)建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の啓発に係る自主	
	的な取組の促進	

第3	3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に	
	推進するために必要な事項	13
1	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	13
	(1) 社会保険の加入の徹底	
	(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進	
	(3)「働き方改革」の推進	
2	墜落・転落災害の防止対策の充実強化	15
3	計画の推進体制	16
	(1)関係者における連携,協力体制の強化	
	(2) 調査・研究機関からの情報収集	
4	施策の推進状況の点検と計画の見直し	16

## はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

本県では、平成8年に「第1次県工事事故防止対策推進計画」を策定し、以来、現在では、平成29年6月に「第5次県工事事故防止対策推進計画」を策定し、建設工事の事故防止対策を総合的かつ計画的に進めている。また、みやぎの将来を力強く支える建設産業の再生のため、平成28年3月に「新・みやぎ建設産業振興プラン」を策定し、両計画に基づく施策を推進している。

一方,平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行され、同法の趣旨を踏まえた施策の推進が求められていることから、既存の計画と補完し合いながら連携を図り、建設工事従事者の安全及び健康の確保の取組を計画的かつ効果的に実施するため、「宮城県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するものである。

## 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

本県の建設業における休業 4 日以上の死傷者数は,東日本大震災前は長期的に減少傾向で推移し,平成 22 年には 271 名まで減少したが,東日本大震災による大幅な建設需要を受けて平成 23 年には増加に転じ,平成 24 年には 527 名まで増加した。その後,増減を繰り返しながらも平成 29 年には 350 名まで減少したが,震災前と比較すると依然として高い水準で推移している。

また、本県の建設業における死亡災害は、平成 29 年は 5 名となっており、尊い命を失っている。このことを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて官民の建設工事を問わず一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくことが重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められ、適正な賃金水準の確保や休日の確保等による建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られることが強く求められている。



## 2 一人親方等への対処の必要性

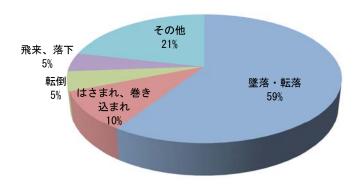
一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工事の現場では一人親方等は下請負人として他の関係請負人の労働者と同じように作業に従事しており、厚生労働省と宮城労働局の調査によれば、平成29年には全国で103名、その内、本県で1名の方が業務中の死亡者として把握されている。

その業務の実情,災害の発生状況等からみて,技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について,特段の対応が必要である。

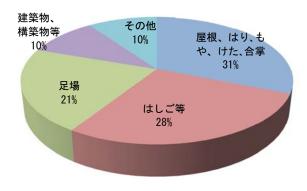
一人親方等 工事の種類 土木工事 12 建築工事 63 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事 18 木造家屋建築工事 22 その他の建築工事 23 その他 28 総計 103

全国の一人親方等の死亡災害発生状況(平成 29 年)<sub>単位:人</sub>

## 一人親方等の事故の型別の発生状況(平成29年)



#### 一人親方等の墜落転落に係る起因物別の発生状況(平成29年)



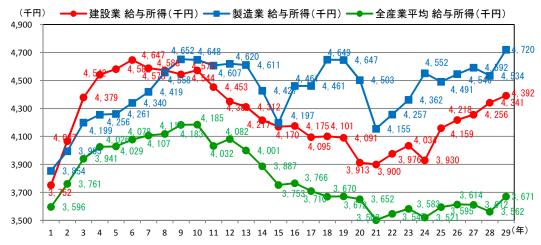
〈出典〉「平成 29 年労働災害発生状況(確定値)」(厚生労働省)より宮城県土木部作成

## 3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

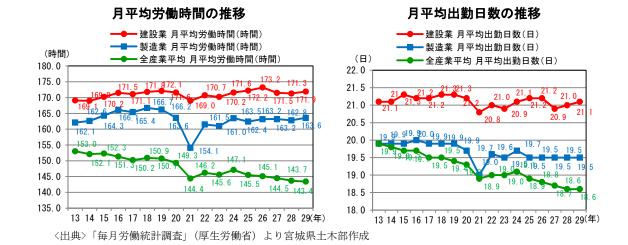
建設業における年間給与所得は、平成6年の4,647千円をピークとして平成21年には約16%減の3,900千円まで減少した。その後、復興需要等により、平成29年には4,392千円まで増加し、持ち直しの傾向は見られるが、依然ピーク時から約5%の減少となっている。また、働き方においても平成29年の全国建設業の月平均労働時間は171.9時間であり、全産業平均の143.4時間より28.5時間多く、全産業で労働時間が最も長い産業となっている。加えて、月平均出勤日数についても21.1日で全産業平均の18.6日より2.5日多く、月平均労働時間と同様に全産業で出勤日数が最も多い産業となっている。

また,月平均労働時間と月平均出勤日数の経年推移を見てみると,全産業平均としては,労働時間短縮という意味で穏やかな改善傾向にあるが,建設業については,改善の傾向が見られていないのが現状である。

#### 年間給与所得の推移



〈出典〉「民間給与実態統計調査」(国税庁)より宮城県土木部作成

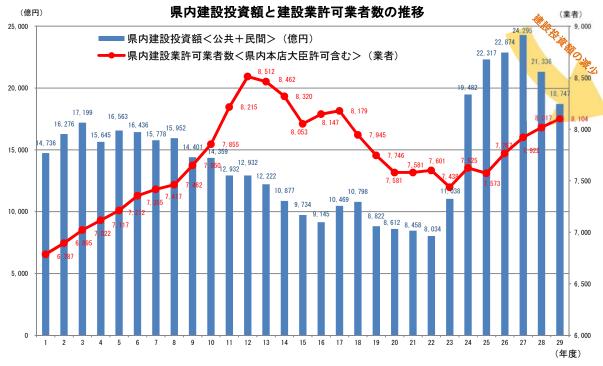


建設業を取り巻く事業環境は、復興需要等により好転しているが、建設工事従事者の高齢化の進行や担い手不足といった震災前からの課題が深刻化し、加えて、震災復興後、建設投資が震災前の水準まで減少することが想定されるなど、先行きが懸念される。

建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や地位の向上を図りつつ、安全衛生管理体制を確立し、中長期的な担い手の確保・育成を進めていくことが急務である。



〈出典〉総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出



〈出典〉建設投資額は「建設総合統計」(国土交通省)より宮城県土木部作成 建設業許可業者数は「建設業許可業者調査の結果について(建設許可業者の現況)」(国土交通省)より宮城県土木部作成

## 第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

## 1 適正な請負代金の額, 工期等の設定

建設業の請負契約において,仮に不当に低い請負代金<sup>(※)</sup>や不当に短い工期で締結されれば,受注者に工事の施工方法,工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり,適正な施工が確保されず,労働災害や公衆災害等の発生につながるおそれがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に要する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

したがって、下請負人の見積書に安全衛生経費が明示されているのに、元請負人がこれを尊重せず、一方的に削除するような行為は建設業法第 19 条の 3 に違反するおそれがある。

また、安全な工事を遂行するのに必要な経費は、下請けにまで適切に支払わなければならないので、国において検討される施策に合わせて適切な施策を進めていく。

さらに、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休2日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

#### ※不当に低い請負代金

建設業法第19条の3に違反するおそれのある行為

(元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見 積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合等の行為)

「建設業法令遵守ガイドライン (第5版)」(平成29年3月国土交通省策定)より

## 2 設計,施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する周辺環境への配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため,設計段階において,建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で, 建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重 要である。 また、施工段階においても、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人が それぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安 全衛生法令に基づく最低基準の措置だけではなく、建設工事の現場における危険 性・有害性を評価(リスクアセスメント)して、当該リスクを低減し、安全及び健 康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

さらに、建設工事の労働災害は、建設工事従事者の不安全行動と機械設備・工具等の資機材の不安全状態によって発生するため、作業を行う前に危険有害要因を発見し、これらを事前に除去することで正常な状態に改善して、安全な状態にするなど、安全に作業が行えるよう事前に点検することが重要である。そのため、それらを点検する点検者の資質の向上を図るため、専門家等による点検のポイント等に関する講習会や危険感受性を高めるための教育を推進していく必要がある。

## 3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康の確保に関する意識が低い場合,例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても,請負代金や工期の制約,現場作業の多忙等から,それが看過され,適切な作業手順を踏まないことにより,労働災害を誘発するおそれがある。

近年,本県における建設工事の労働災害の死傷者数は,東日本大震災前と比較すると依然として高い水準で推移しているものの,全国的には,過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって,作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する建設業者等及び建設 工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すな わち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康の確保を最優先にする気風や 気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

#### 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等、働き方改革の推進による処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

## 第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき 施策

## 1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

#### (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な労務及び資材単価のもと、確実に履行されることが重要であるが、特に、安全衛生経費については、現場の施工条件等が異なるため、現場の実態に即した施工条件等を踏まえ、施工時の安全衛生を確保するために必要となる適正な経費を計上するとともに、必要な事項を特記仕様書等に条件明示する。

公共発注・民間発注問わず適正な経費が下請負人まで適切に支払われるよう 建設業法に基づく立入検査等を通じ指導の徹底を図る。

#### <主な取組>

- ▶ 最新の積算基準及び適用単価を反映した適正な予定価格の設定
- ▶ 下請負人まで支払われるよう適正な安全衛生経費計上の指導の徹底
- > 法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用の推進

#### (2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持,災害防止等の観点から,週休2日の実現や労働 災害の削減に向け,不稼働日等を踏まえた休日等の日数を確保するなど適正な 工期が定められるとともに,やむを得ない事由により工期内での工事完了が困 難な場合は,適正な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また,一時期に工事が過度に集中することを避けるため,債務負担行為や繰 越制度等の有効活用により施工時期を平準化する等,計画的な発注を実施する。

- ▶ 適正工期の設定
  - ・着手日を指定した余裕を持った工期設定
  - ・ 週休 2 日を踏まえた工期設定
- ▶ 「設計変更ガイドライン」等の活用による適正な工期延長
- ▶ 施工時期の平準化
  - ・債務負担行為やゼロ県債の有効活用
  - 建設工事の発注見通しの公表

#### 2 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、建設業法に基づく立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置等に関する法令遵守の徹底を図るとともに、平成26年10月に国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン(第4版)」(元請負人と下請負人の関係に係る留意点)や「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱(平成30年4月1日改正)」に基づき、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図る。また、下請契約において、各建設業者及び使用従属関係がある労働者を含めた全ての建設工事従事者に労働基準関係法令が適用されることから、自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講じるよう、宮城県内各地区で開催している労働災害防止連絡会議(※)における安全講習会等を通じ、これら建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援を行う。

## <主な取組>

- ▶ 建設業法に基づく立入検査等による法令遵守の徹底
- ▶ 「建設業法令遵守ガイドライン」や「宮城県建設工事元請・下請関係適正化 要綱」に基づく元請負人及び下請負人の適正な契約締結等に関する遵守すべ き事項の指導
- ▶ 労働災害防止連絡会議<sup>(※)</sup>による民間工事も含めた安全講習会等の実施

※労働災害防止連絡会議

各機関が発注する建設工事の労働災害防止活動の促進を図り、工事施工中の労働災害を防止することを目的として設置(構成員:県内各管轄の労働基準監督署、県・市町村の発注機関)

#### 3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

## (1) 建設業者間の連携の促進

元方事業者等が設置する安全衛生協議会などを通じ、協議組織の設置運営、 作業間の連絡調整、安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確 保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全 衛生管理の徹底を図る。

#### <主な取組>

▶ 建設業者間が連携して取り組む安全衛生協議会を通じ、労働安全衛生法に基づいた元請負人による統括安全衛生管理の推進

## (2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を推進するためには、労働者だけでなく 一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要で ある。また、一人親方等に関しては労働安全衛生法が適用されないため、被 災の把握が難しい状況にある。そのため、一人親方等による業務中の被災情 報は、各々の発注者が労働基準監督署に情報提供するよう周知し、また、そ の災害の特徴を関係機関及び関係団体と会議等の場で共有するとともに、安 全講習会等で周知する。

さらに、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の 安全及び健康の確保への配慮を促進するとともに、一人親方等に対して業務 の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、その実態が労働者である場合は、契約形態にかかわらず労働契約となり、労働者として労働基準関係法令が適用されることから、関係当事者に十分な関係法令・制度の周知啓発を図る。

#### <主な取組>

- ➤ 一人親方等が業務中に被災した災害を把握した場合による労働基準監督署 への情報提供と関係機関及び関係団体との共有
- ➤ 安全講習会等による安全衛生に関する知識習得等の支援や関係法令・制度の 周知

#### (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方等については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として取り扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、立入検査等で一人親方等で労災保険に特別加入していない者の実態を把握し、一人親方等に対する労災保険の特別加入制度への加入を積極的に促す。併せて、東北地方整備局が主催する建設業法令遵守等講習会や県内各地区で開催する安全講習会、さらには、各地区の労働災害防止連絡会議の構成員である市町村にも働きかけ、労災保険の特別加入制度への加入を積極的に促していく。

#### <主な取組>

▶ 立入検査や各種講習会等による労災保険特別加入制度への加入の周知

## 4 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による 自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく措置を講ずるだけではなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメントシステム)を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の参考事例となる取組内容を収集し、その内容を安全講習会等で公開することにより建設業者の活動に対する支援を効果的に図る。また、安全衛生活動の創意工夫やリスクアセスメントの実施については、工事成績評定において加点するなど、工事完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

さらに、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進するとともに、県内各地区で開催する労働災害防止連絡会議や宮城労働局が主催する建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議(※)による合同安全点検及び外部専門家等による安全点検を実施する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を 強化していくことについて、県民の関心と理解を深めていくことも必要であり、 安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

## <主な取組>

- ▶ 建設工事現場における安全衛生活動の創意工夫やリスクアセスメントの実施に関する工事成績評定への加点評価
- ▶ 労働災害防止連絡会議や建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議<sup>(※)</sup>等による建設現場の安全点検の実施

※建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議

建設工事における労働災害の防止や働き方改革の推進を目的として設置(構成員:国・県の発注機関,建設業関係団体、宮城労働局)

(2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した設計,建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配意した工法や資機材等の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、ICT 技術等の活用による施工の省力化・効率化等により、現場の生産性の向上を目的とした「i-Construction」の推進を図り、重機との近接作業や急斜面等での測量作業など、危険を伴う作業における労働災害を減少させるとともに、国土交通省及び建設産業団体等と積極的に連携を図り、生産性向上にも配意した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。

さらに、各種ガイドラインの策定等による安全な施工の普及を図るとともに、新技術・新工法による「公共工事等における新技術活用システム(NETIS)」の効果的な活用を促進する。

この他,高齢労働者の労働災害が多いことや,野外での作業が大半であることを踏まえ,高齢労働者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

## <主な取組>

- ➤ ICT 活用工事の推進
- ➤ ICT 技術に関わる講習会や ICT 活用工事現場の見学会の実施(「ICT・UAV 基礎技術講習会」を官民合同で実施し、発注者・受注者双方の技術力向上を図る)
- ➤ 新技術・新工法や ICT 技術の活用を対象とした工事成績評定及び総合評価落札方式における加点評価
- ▶ 高齢労働者等(民間工事を含む)を対象とした安全講習会等の実施

#### 5 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の啓発

## (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた教育の実施に加え,各地区で開催する労働災害防止連絡会議,各発注機関において,元請負業者及び下請負業者等(一人親方等の個人事業者含む)の工事関係者一人一人に対して,それぞれの役割に求められる安全衛生管理に関する教育を促進する。また,建設業への新規就労者や経験年数の少ない建設工事従事者,さらには高齢の建設工事従事者による災害が増加していることから,その方々を対象とした安全講習会等の教育を実施し,安全衛生管理技術の向上を支援する。

- ▶ 労働災害防止連絡会議による安全講習会等の実施
- ➤ 新規就労者や高齢の建設工事従事者等(民間工事を含む)を対象とした安全 講習会の実施

## (2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の啓発に係る自主的 な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康の確保に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。

このため、安全衛生に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や、労働災害の各種統計及び対応事例などを積極的に情報発信するとともに、併せて、県民が安全に参加できる現場見学会等の機会を増やし、情報発信及びイメージアップを図る。

また、建設工事の現場において、安全管理に対する取組が特に優良な工事関係者を表彰するとともに、その工事関係者が総合評価落札方式に入札参加した場合、加点評価するなど、建設工事従事者の安全衛生水準と地位の向上にもつなげる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者の熱中症対策などの作業環境の改善に向けた取組の推進に加え、仕事による疲労やストレスを感じることのない働きやすい快適な職場環境づくりに向け、働き方改革と合わせて、健康診断及びその事後措置、並びにメンタルヘルス対策の取組を促進する。

#### <主な取組>

- ▶ 労働災害防止に関する資料等の配布による安全衛生活動の取組支援
- ▶ 建設工事現場の安全衛生管理の啓発活動と合わせた現場見学会の実施
- ▶ 各種表彰制度による総合評価落札方式への加点評価
  - 宮城県優良建設工事施工業者表彰
  - · 宫城県建設工事事故防止優良者表彰
  - ・宮城県優良専門工事業者表彰 (下請企業への表彰)
- ▶ 働きやすい快適な職場環境づくりへの取組支援
  - ・作業環境の把握に有効な WBGT 値計などの熱中症対策製品の普及
  - ・「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」(\*\*)による熱中症予防対策の周知
  - ・メンタルヘルス対策やストレスチェック制度等を活用した健康障害防止対 策の支援

※STOP!熱中症クールワークキャンペーン

準備期間の4月を含め、5月から9月にかけて職場における熱中症予防対策の一層の推進を図ることを目的として熱中症の予防に関する取組を実施(厚生労働省)

## 第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進 するために必要な事項

## 1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

## (1) 社会保険の加入の徹底

社会保険の加入については、労働者の処遇及び就労環境の改善、法定福利費を適正に負担することによる建設業の持続的な発展に必要な人材確保、企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度より、建設業許可更新時の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、いまだ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在するため、関係機関・団体等と連携し、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者及び建設工事従事者の社会保険の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

また,契約約款では,全ての下請業者を原則として社会保険加入業者に限定するとともに,「宮城県建設工事元請・下請適正化要綱(平成30年4月1日改正)」では,法定福利費相当額を下請業者の見積書に内訳明示させ,元請負人は当該見積書を尊重して下請契約を締結しなければならないと定めているため,これらに基づき,建設業者及び建設工事従事者の社会保険の加入の促進を図る。

さらに、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

- ➤ 「宮城県建設工事元請・下請適正化要綱」に基づいた下請企業における社会 保険の加入業者への限定と法定福利費を明示した見積書の促進
- ▶ 建設業許可・更新の申請時に社会保険加入状況を確認
  - ・未加入業者に対しては社会保険への加入を文書等により指導
  - ・指導しても社会保険に未加入の場合は社会保険担当部局に通報
- ▶ 経営事項審査における社会保険未加入業者への減点措置
- ▶ 建設業法に基づく立入検査での周知
- ▶ 宮城県建設業社会保険加入推進地域会議の場を通じた建設業者等への周知
- ▶ 各地区の労働災害防止連絡会議の場を通じた構成員である市町村への周知

## (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の情報や就業実績等を蓄積する建設キャリアアップシステムの活用を図ることにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる環境整備を実施する。

#### <主な取組>

▶ 入札契約制度等における建設キャリアアップシステムの活用

## (3) 「働き方改革」の推進

平成29年3月に政府の働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」や、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を踏まえ、適正な工期設定や長時間労働の是正、IoT や新技術の導入、女性の登用促進、週休2日の推進等により、建設業における働き方改革を進める。

さらに、過重な仕事やストレスは、心身の健康上の問題からも改善する必要があるため、建設工事従事者のメンタルへルス対策を促進する。

#### <主な取組>

- ▶ 建設業における働き方改革の推進
  - ・「適正な工期設定等のためのガイドライン」や工事の特性等を踏まえた適 正工期の設定
  - ・長時間労働の削減に向けた工事書類の簡素化(ASP による情報共有システムの活用)
  - · IoT や新技術の導入等による施工の省力化
  - ・女性が働き易い職場環境の整備(女性活躍推進モデル工事の実施,女性技 術者(技能者も含む)を配置した場合は工事成績評定において加点評価)
  - ・週休2日工事の件数拡大やモデルとなる優良な現場の見える化
  - ・関係団体と連携した建設工事現場の「統一閉所日」の設置
  - ・宮城県発注者協議会(※)や労働災害防止連絡会議の場を活用して,市町村 にも周知
- ➤ メンタルヘルス対策やストレスチェック制度等を活用した健康障害防止対策の支援

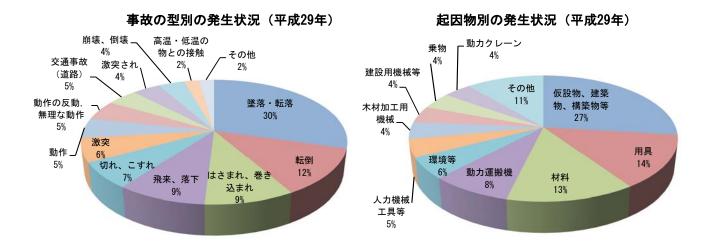
#### ※宮城県発注者協議会

公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、宮城県における公共工事の品質確保の推進を図ることを目的として設置 (構成員:国・県・市町村の発注機関)

## 2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

建設業の労働災害の型別では、県内及び全国的にみても墜落・転落災害が最も多い状況である。県内では、今後も震災からの復旧・復興に関する大型防潮堤等の工事や住宅・店舗再建に向けた工事が続くことが想定されるため、墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図るとともに、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(平成27年5月20日改正)」に示されている「より安全な措置」等の一層の普及を図る。

また,墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ,墜落・ 転落災害防止対策の充実強化について,国と連携して実効性のある対策を講ずる。



〈出典〉「グラフで見るみやぎの安全衛生(平成29年1月~12月)」(宮城労働局)より宮城県土木部作成

- ▶ 安全講習会等による「より安全な措置」等の普及
  - ・「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法に よる足場の組立て等の作業の普及を促進
  - ・足場種別ごとのチェックリストに基づく点検の実施
- ▶ 墜落制止用器具のうちハーネス型のものを用いて行う作業の業務に係る特別教育受講の推進

#### 3 計画の推進体制

## (1) 関係者における連携,協力体制の強化

厚生労働省,国土交通省その他の関係機関からなる建設工事従事者安全健康確保推進会議の動向を注視するとともに,本県で策定した建設工事の事故防止対策を総合的かつ計画的に進めるための「県工事事故防止対策推進計画」と,みやぎの将来を力強く支える建設産業の再生のための「新・みやぎ建設産業振興プラン」,また,本計画に関わる国等の関係機関及び民間等の関係団体と連携・協力しながら,建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を計画的かつ効果的に推進する。

## (2)調査・研究機関からの情報収集

国等の関係機関が調査・研究した内容を情報収集し、その内容を踏まえて建設工事従事者の安全及び健康の確保に関するさらなる施策を検討する。

## 4 施策の推進状況の点検と計画の見直し

本計画の施策の進捗状況と「新・みやぎ建設産業振興プラン」や「県工事事故防 止対策推進計画」等の施策を踏まえつつ、国の基本的な計画の見直し等の動向を踏 まえた上で必要があると認めるときは、速やかにこれを変更する。

宮城県土木部事業管理課 技術企画班

電 話:022-211-3187

FAX: 022-211-3292

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

URL: http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/

E-mail: d-gijutu@pref.miyagi.lg.jp